

## 相続税法施行令の一部を改正する政令要綱

- 1 受益者等が存しない信託等の受託者及び人格のない社団又は財団等に課される贈与税等の額の計算上控除される法人税等の額の範囲に、特別法人事業税の額を加えることとする。(第1条の10、第33条関係)
- 2 障害者非課税信託取消申告書及び障害者非課税信託廃止申告書について、遺留分制度の見直しに伴う所要の措置を講ずることとする。(第4条の14、第4条の15関係)
- 3 配偶者居住権等の評価について、建物の一部が賃貸の用に供されていた場合等における配偶者居住権等の評価の基礎となる建物及びその敷地の価額の算定方法、建物の耐用年数並びに配偶者居住権の存続年数を定めることとする。(第5条の8関係)
- 4 物納劣後財産の範囲に、配偶者居住権の目的となっている建物及びその敷地を加えることとする。(第19条関係)
- 5 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 6 この政令は、別段の定めがあるものを除き、平成31年4月1日から施行することとする。(附則第1項関係)